

この届書は、育児休業等終了時に3歳未満の子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

育児休業等終了時改定は、従前と終了後の標準報酬月額に1等級以上の差があり、「給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は11日、「パート」で3カ月とも17日未満の場合は15日）ある月が1月以上ある場合に、標準報酬月額の改定を行います。通常の「被保険者報酬月額変更届」（随時改定）とは異なり、固定的賃金の変動がなくても改定は行われます。

記入方法

提出者記入欄

被保険者証記号及び事業所整理記号は、下図を参考に記入してください。

健康保険 被保険者証記号	1	2	3	4				
厚生年金保険 事業所整理記号			0	1	—	A	B	C

申出者署名欄

月額変更に該当する被保険者の住所及び氏名をご記入ください。この届出を行うに当たっては、被保険者の届出意思を確認するため、必ず被保険者本人が口にて✓してください。
また、右上にこの届書を被保険者が事業主に提出した日付をご記入ください。

被保険者欄

- ① 被保険者整理番号 資格取得時に払い出された被保険者整理番号(保険証番号)を必ずご記入ください。
- ② 個人番号(基礎年金番号) 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑦ 育児休業等終了年月日 育児休業等を終了した日付をご記入ください。
- ⑧ 給与支給月及び報酬月額 支給月には、育児休業等終了日の翌日の属する月から3カ月をご記入ください。
給与計算の基礎日数には、月給者は暦日数、日給者は出勤日数等、給与支払の対象となった日数をご記入ください。
給与計算の基礎日数は給与支払日ではありませんのでご注意ください。
「⑦通貨」には、給料、手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
「⑧現物」には、報酬のうち、食事、住宅、被服、定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事、住宅については都道府県ごとに定められた価格、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。
「⑨合計」には、「⑦通貨」と「⑧現物」の合計額をご記入ください。
- ⑨ 総計 「給与計算の基礎日数」が17以上の月(短時間労働者の場合は11以上の月)の⑧の「⑨合計(⑦+⑧)」を総計した金額をご記入ください。
※「パート」の場合で3カ月間に17以上の月がない場合は、15以上の月の⑧の「⑨合計(⑦+⑧)」を総計してください。
- ⑩ 平均額 「⑨総計」で算出した金額を「給与計算の基礎日数」が17以上の月数(短時間労働者の場合は11以上の月数)で除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。
※「パート」の場合で3カ月の間に17以上の月がない場合は、15以上の月数で除してください。
- ⑪ 修正平均額 昇給がさかのぼったため、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。
- ⑫ 従前標準報酬月額 従前の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑬ 昇給降給 昇給または降給のあった月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。
- ⑭ 遡及支払額 遡及分の支払があった月に支払われた遡及差額分をご記入ください。
- ⑮ 改定年月 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目となります。
- ⑯ 給与締切日・支払日 給与締切日をご記入ください。給与締切日が月末の場合は、「末日」とご記入ください。
給与支払日は、当月か翌月のどちらか該当するものを○で囲み、支払日をご記入ください。
- ⑰ 備考 該当する項目すべての番号を○で囲んでください。
「1、70歳以上被用者」は、70歳以上の被用者の方について提出する場合に○で囲んでください。
「2、二以上勤務被保険者」「3、短時間労働者(特定適用事業所)」「4、パート」に該当する(している)場合は、○で囲んでください。
- ⑱ 月変該当の確認 育児休業等を終了した翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していないことをご確認ください。
引き続き産前産後休業を開始している場合、保険料免除が適用されるため、月額変更には該当しません。

お知らせ

- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・「パート」とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。